

第1号議案

平成29年度事業計画及び収支予算について

I 平成29年度事業計画について

当協会は、本県における国際交流活動の中核的な機関として、県、市町、民間団体等と連携しつつ、県民参加の下、国際交流を推進し、世界の人々との相互理解と友好親善を図るため、各種の国際交流事業に取り組んでいる。平成29年度も、引き続き多文化共生の社会づくりの推進を基本方針として、事業を展開していく。

多文化共生社会の担い手育成事業については、今年度開始した「シニアのためのアイパル国際カレッジ」をより充実したものとし、受講者数の増加を図るとともに、「多文化共生フォーラム」についても一層の充実を図り、多文化共生の考え方が広く浸透していくよう努める。外国人住民への支援事業としては、引き続き災害時支援事業に重点を置き、県・市町などと連携し、「災害時における多言語情報伝達訓練」を実施する。

また、賛助会員制度を充実させ、本県の国際交流事業等の一層の推進と当協会のさらなる発展を図る。

さらに、香川国際交流会館の指定管理者として、効率的な管理運営を進め、快適な施設環境を提供するとともに、ホームページ等での情報発信によって利用者サービスの向上に努める。

一般管理運営

協会運営の全般的管理を行うとともに、評議員会及び理事会の開催、基金の運用収入等により協会事業の円滑な実施に努める。

公1 国際交流、国際協力の推進及び多文化共生社会の構築を目的とした事業

公1(1) 多文化共生社会の担い手育成事業

公1(1) - ① 一般向け事業

a. かがわ国際フェスタ (400千円)

外国人住民と県民の交流・ふれあいの場の提供や県民の国際交流・国際協力・多文化共生に対する理解の増進と国際感覚の涵養、さらには、県内の団体や関係機関相互の連携強化を目的に「かがわ国際フェスタ」を開催する。

b. 国際理解講座 (212千円)

国際交流員が講師となり、それぞれの出身国について紹介することで、県民が外国の文化や習慣、社会情勢等への理解を深める機会を提供する。講義形式に限らず、料理講座や野外活動等、さまざまな講座を開講する。

- ・対 象：高校生以上の県民
- ・時期及び実施回数：2季(春・夏、秋・冬) 各4回の講座(予定)
- ・定 員：各講座30名
- ・会 場：料理講座については、香川社会福祉総合センターの調理実習室を利用

- ・参加費：講義のみ：各 600 円
- 講義+交流会：各 800～1,200 円
- ものづくり：各 1,000～1,500 円
- 料理講座：各 1,000～1,500 円

c. 地球市民のための講座&交流シリーズ (211 千円)

さまざまな講座やイベントを通して、楽しみながら国際理解を深める機会を提供する。また、当協会事業への継続的な参加者の増加を目指すとともに、交流フロア等を有効に活用し、会館の活性化も図る。

- ・対 象：県民一般 ※プログラムによって異なる
- ・実施回数：年 3 回(予定)
- ・内 容：トーク、ものづくりワークショップ、在県外国人との交流イベント等

d. シニアのためのアイパル国際カレッジ (505 千円)

シニア世代の人たちが国際的な知識と教養を身につけ、自らの生きがいつくりの機会を提供するとともに、地域における国際交流・国際協力・多文化共生の実施主体となることを期待し、外国の歴史、社会、文化等に関する講座を開講する。

- ・時 期：連続する 3 か月間毎週開講、合計 12 回
- ・定 員：60 名

e. 多文化共生フォーラム (150 千円)

在留資格や国籍等が異なる様々な外国人住民から幅広く意見を聞き、交流することで、香川県に住む日本人と外国人の相互理解と友好親善を深め、外国人住民とともに暮らす、多文化共生の社会づくりについて考えるきっかけを提供する。

- ・内 容：地域における多文化共生の問題に関するワークショップ（意見交換含む）
- ・定 員：50 名程度

f. ホームステイ (2 千円)

以下の目的のために、ホームステイ受入家庭の募集、登録、紹介を行う。

- 当県を訪れている外国人に対して、ホームステイを通じ、日本人との交流、日本家庭での日常生活を体験し、日本の風習や文化、また、当県の魅力等に親しむ場を提供する。
- 外国人の受入れを通して県民に異文化理解を深めるための機会を提供する。
- 県内の国際交流団体や国際交流に意欲的な県民とのつながりを強化する。

g. ホームビジット (20 千円)

事業目的は、上記「ホームステイ」と同様。ホームビジットについては、主に、香川県留学生等国際交流連絡協議会が実施する「外国人学生かがわホームビジット」事業において、ホストファミリーのアレンジを行う。

- ・対 象：県内の大学や日本語学校等に在籍する外国人学生
- ・時 期：【第 1 期】7 月、【第 2 期】12 月 ※各期 2 日実施
- ・定 員：各期 20 名

公 1 (1) - ② 若年層向け事業

a. アイパル・JICA 高校生カレッジ (157 千円)

これからの社会を担う人材育成の一環として、県内の高校生に以下のような機会を提供することを目的に、JICA 四国との共催で実施する。

- 世界の他の地域の人々や文化への理解を深めるとともに、自分の国や文化、また、自分自身について改めてふりかえり、考える。
- 世界や地域が抱える課題およびそれらと自分自身との関わりについて知り、その解決に向けて、考え、行動しようとする姿勢を身につける。
- さまざまな人と出会い、交流する中で、相手の話を聴き、考え、その考えを伝えるといった活動を通して、コミュニケーション力を高める。
- キャリア教育の観点から、視野を広げ、進路に対する考えを深める。

・対 象：県内の高校生

・時 期：【交流編】冬 1 回
【実践編】夏 シリーズ開催(全 3 回の講座)

・定 員：【交流編】30 名
【実践編】20 名

※講座の内容によっては変更の可能性有。

・内 容：【交流編】在県外国人や JICA 研修員などの外国人ゲストとの交流を中心に、多文化共生や国際交流、国際協力への関心を高める。
【実践編】国際協力や多文化共生などに関連するテーマを設定し、3 回の講座を通じて段階的に学びを深めていく。

b. 国際理解教育セミナー (52 千円)

教育関係者などを対象に、以下のような目的で JICA 四国とともに開催する。

- 参加型のアクティビティ等を通して国際理解教育に対する理解を深め、実践力を向上する機会を提供するとともに、実践への意欲の維持・向上を支援し、学校現場等での国際理解教育の促進を図る。
- 教育関係者との関係強化を目指すとともに、関係者間のつながりを強化するための機会を提供する。

・対 象：国際理解教育に関心を持つ教員、学生、NGO スタッフなど

・時 期：2 月頃

(JICA 四国が実施する教師海外研修の授業実践報告会の開催に合わせて実施)

・定 員：30 名

・内 容：国際理解教育関連の教材体験ワークショップ、現場での実践例の紹介、情報共有のためのグループワーク等

c. アイパル訪問 (52 千円)

当館への訪問を希望する学校や行政機関等を随時受け入れることにより、若い世代を中心に、多くの県民に当館や当協会について知る機会を提供し、施設の利用や事業への参加を促す。また、依頼機関のニーズに合わせ、多文化共生の問題に関する講座や国際交流員による国際理解講座などを行い、多文化共生や異文化に対する関心・理解の促進を図る。

d. インターン・職場体験受入 (0 千円)

インターン・職場体験の受入れ要請があった学校から児童・生徒・学生を受け入れ、当協会の業務の体験や、国際交流員等との交流を通じて、当協会の事業や国際交流について理解を深めてもらう。

公 1 (2) 外国人住民支援事業

公 1 (2) - ① 生活支援事業

a. 通訳等ボランティア派遣 (50 千円)

日本語での意思疎通が困難な外国人をサポートするため、通訳等ボランティアの募集・登録を行うとともに、在県外国人や医療機関、保健福祉機関、学校教育機関その他の団体の要請を受けて通訳等ボランティアの派遣を行う。また、通訳等ボランティア育成のため、各種スキルアップ研修会を開催する。

【登録】登録申込書提出者への登録書発行(月 1 回)、更新希望者への登録書発行(年末)

【派遣】派遣申請書に基づきアレンジ、双方への連絡、報告書受け取り、実績入力(随時)

【研修会】災害時外国人支援について(年 1 回)、その他スキルアップ講座

【その他】通訳等ボランティア用図書の貸出

b. 接見通訳派遣 (121 千円)

外国人住民が警察に逮捕された場合等に、言葉の壁が障害となり、権利を主張できなかったり不利益を被ったりすることのないよう、県弁護士会の要請により外国語のできる通訳を手配する。

・対 象:外国人被疑者

・日 時:香川県弁護士会からの要請により随時

・会 場:県内の警察署

・費 用:6,990 円/回(1 時間を超えた場合は+1,000 円/10 分)、交通費実費支給
(通訳の派遣費用は、初回のみ当協会が負担)

c. 人権法律、行政相談 (32 千円)

日常生活で人権、法律上のトラブルや、在留資格等に関する疑問等を抱えた外国人住民を支援することを目的に、弁護士と法務局職員による法律相談ならびに行政書士による相談を無料実施する。

【人権法律相談】

対 象:外国人住民、または外国人住民に関わりのある県民

日 時:原則として毎月第 3 金曜日 13:00~15:00

※第 3 金曜日が祝日にあたる場合は第 2 金曜日

利用料:無料(ただし 1 案件に限り 1 回の相談に限る)

通 訳:無料で手配(ただし要望があった場合のみ)

【行政相談】

対 象:外国人住民、または外国人に関わりのある県民

日 時:原則として毎月第1火曜日 11:00~13:00

※第1火曜日が祝日にあたる場合は第2火曜日

利用料:無料(回数の制限なし)

通 訳:手当なし

d. 生活相談 (12千円)

外国人住民からの相談に多言語で対応し、助言や必要な情報提供を行ったり、適切な相談機関を紹介したりすることで、日本語や日本の生活に不慣れな外国人住民の情報不足の解消を図り、より安心して豊かな暮らしを営むための支援を行う。

- ・対 象:外国人住民や外国人住民に関わる県民
- ・日 時:随時
- ・相談方法:来館、電話、メール

e. 留学生住宅確保支援 (5千円)

留学生がより安定した住居環境の中で安心して学究生活を営めるよう、留学生が民間アパート等を賃借する際に、協会が連帯保証を行う。

- ・予定利用者数:15名程度

f. 多言語生活ガイドブック・会話集の配付 (11千円)

外国人住民への生活情報の提供手段のひとつとして多言語での生活ガイドブック及び指差し会話集を作成、配付することで、日本語での意思疎通が困難な外国人を支援する。

※データは当協会ホームページでの閲覧が可能

- ・生活ガイドブック「くらしらいぶらりー」
[英語・中国語・スペイン語・タガログ語・ポルトガル語]
- ・指差し会話集「かいわらいぶらりー」
[英語・中国語・スペイン語・タガログ語・ポルトガル語・インドネシア語]

g. 外国人住民災害時支援 (85千円)

地域社会の一員である外国人住民を災害弱者にしないために、大規模災害発生初期から長期化する頃までの避難所生活を想定した実践的な訓練を、外国人住民や行政・団体職員、通訳等ボランティア等を対象として実施する。

【災害時における多言語情報伝達訓練】

- ・講義「多言語支援センターの活動事例から災害時の外国人支援について考える」
- ・多言語支援センター設置運営訓練
- ・避難所巡回訓練

【外国人住民のための防災訓練】

- ・講義「地域の災害について」
- ・避難所体験
- ・避難所巡回訓練(被災者役)
- ・講座「防災の日本語」

公1 (2) - ② 日本語支援事業

a. 日本語講座 (2,108 千円)

外国人住民が、安心して生活するために必要な日本語を習得できるよう、学習の機会を提供する。日本語を初めて学ぶ学習者を対象とする「入門 1」から、初級終了程度の日本語力を身につけることを目的とする「日本語 3」までの 5 つのレベルを開講する。

- ・内 容：日本語の初級文法を習得し、日常会話での運用能力向上を目指す
- ・対 象：外国人住民
- ・ク ラ ス：全 5 レベル、7 クラス
- ・受講料：各クラス 4,000 円

(但し、申込時に開講期間の半分を過ぎていれば半額)

b. 日本語ボランティア養成講座 (112 千円)

外国人住民が、生活に必要な日本語や地域に根ざした社会知識を身につけるのに重要な役割を果たしている地域の日本語教室の存続、また、新しい教室の開設に必要な日本語指導ボランティアを育成するための講座を実施する。

- ・内 容：外国人に対する日本語の教え方の基礎を学ぶ
- ・回 数：8 回
- ・受講料：6,000 円
- ・場 所：未定(共催市町による)
- ・受講者数：20 名程度
- ・講 師：当協会日本語講師

c. 日本語サロン (14 千円)

外国人住民の日本語学習を支援するとともに、生活相談や社会知識の習得、並びに情報収集等ができる機会や居場所を提供すること、また、支援を行うボランティアの活動の場とすることを目的として開催する。

- ・日 時：毎週火曜日 10:00～12:00、毎週木曜日 18:00～20:00
- ・参加者：外国人住民及び日本語サロンボランティア

公1 (2) - ③ 外国にルーツをもつ子どもの支援事業

a. 小・中学校における児童生徒への日本語学習支援 (174 千円)

県及び市町教育委員会からの依頼に応じ、日本語指導及び教科学習の補助を行うボランティアを、小・中学校に派遣し、対象生徒が生活や学习上必要な日本語を習得できるよう、支援を行う。また、学校と対象児童生徒及び家族の円滑な意思疎通を図るため、必要に応じて通訳の派遣も行う。これらによって、対象児童生徒が長く日本で生活(進学・就職など)をしていくための基礎と環境づくりをサポートする。

- ・派遣予定校数:5 校程度
- ・児童生徒あたりの指導回数等:2 時間/回×12 回(原則として)

b. アイパルこどもにほんご教室 (263 千円)

県内に住む外国にルーツをもつ子どもに対し、日常生活や教科学習に必要な日本語力と教科学習能力を身につけるための機会及び地域社会における居場所を提供することを目的に、こどもにほんご教室を開講し、教科学習のサポートや日本語指導、日本語を取り入れ

た活動などを行う。

- ・時期、実施回数及び時間:2季(夏・春)、各季 6回、10:00~12:00
- ・参加費: 1,800円
- ・対象: 日本語を母語としない等外国につながる10歳から15歳までの子ども
- ・定員: 10名程度
- ・日本語指導スタッフ: 日本語教師、日本語指導ボランティア、大学生など 15名程度

c. まるがめにほんごひろば (200千円)

丸亀市周辺に住む外国にルーツをもつ子どもに対し、日本語指導や日本語を取り入れた活動、宿題のサポートなどを行う「こどもにほんごひろば」を開催する。

※地域日本語ボランティア団体「香川まるがめにほんごひろば」に委託

- ・場所: 丸亀市城乾コミュニティセンター
- ・時期、実施回数及び時間: 毎週土曜、全50回、10:00~12:00
- ・対象: 日本語を母語としない等外国につながる7歳から15歳までの子ども
- ・定員: 10名程度
- ・日本語指導スタッフ: 日本語教師、日本語指導ボランティア、大学生など 15名程度

公1(3) 国際協力事業

a. 海外技術研修員受入 (4,140千円)

南米香川県人会の属する国や香川県との友好提携先国等の国民の中から技術研修員を受入れ、研修の実施や県民との交流を通じて、我が国及び本県の経済・社会文化等について理解を深める機会を提供するとともに、相手国と本県との友好交流に貢献しうる人材を育成することを目的として実施する。

- ・期間: 平成29年6月下旬~平成30年3月下旬(予定)
- ・受入数: 3名(予定)
- ・研修先: 県内研修協力団体・企業等

b. 南米県人会運営助成 (1,107千円)

南米4カ国への香川県からの移住者及びその家族等から成る県人会の会員の福利厚生の実施、会の円滑な運営等に資することを目的として補助金を交付し、本県と県人会との連携を強化する。

補助金助成県人会: アルゼンチン香川県人会、パラグアイ香川県人会、
ブラジル香川県人会、北伯香川県人会、ペルー香川県人会

公1(4) 情報収集及び提供・発信事業

a. 機関誌「アイパル通信」の発行 (601千円)

機関紙を季刊で発行し、協会事業や県内国際交流団体の紹介、外国人住民へのお役立ち情報など、様々な情報を提供する。

印刷物の配布先は、原則として賛助会員のほか、県外国際交流協会や公的機関とし、個人の購読希望者には有料での配布とする。一般向けにはホームページに掲載する。

- ・発行回数:年4回(4月、7月、10月、1月)
- ・発行部数:各号2,100部
- ・配布先:賛助会員、県外の国際交流協会、県内の教育機関、図書館、海外香川県人会、
公的機関

- b. ホームページ及びフェイスブックでの情報提供 (222千円)
ホームページ閲覧者の増加を進めるとともに、適宜イベント情報を掲載し、各事業の広報等を行う。
- c. アイパルお知らせメールの発信 (0千円)
協会主催の講座やイベント開催情報等を希望者の登録メールアドレスに発信し、PR手段のひとつとして活用する。
- d. その他情報提供 (160千円)
南米を中心とした香川県出身海外居住者へ香川県の今の情報を伝え、郷土との絆を維持・深化させることを目的に、県発行機関誌、市町発行機関誌、及び協会発行「アイパル通信」等を送付する。
また、外国人住民の自立と社会参加を促すことを目的に、県国際課「お役立ち情報提供制度」へ協力する形で、外国人住民に県内のイベントや日本語講座等の有益な情報の提供を行う。

公1(5) 国際交流団体等の活動支援事業

- a. 国際交流事業等助成 (709千円)
国際交流団体等の活動を支援するため、団体が行う事業に対し助成金を交付する。
- b. 会議室等助成 (121千円)
国際交流団体等が会館を利用して国際交流事業等を行う場合及び賛助会員が会館を利用する場合、当該会館利用料に対して助成する。

公1(6) 会館管理運営事業 (27,000千円)

- a. 会館管理運営
香川国際交流会館の指定管理者として、来館・利用の方々へのサービス向上に努める。
- ・会議室の貸出管理(利用申請書の受付け、許可書の発行、使用料の収納)を実施する。
 - ・施設、設備の適切な維持管理を行う。
 - ・プラザ掲示板に当協会、県内外民間国際交流団体、個人などの事業に関するチラシ、ポスター等の設置・掲示を行う。
 - ・海外新聞及び英字国内新聞、海外雑誌、海外情報誌を設置し、一般来館者及び在住外国人向けに閲覧提供する。
- b. 会館活性化事業
交流フロアやアイパルプラザなどの施設や附属設備を有効に活用し、外国人住民との交流会、外国や日本の文化を紹介する展示、アート作品の展示などを実施することで、

会館の利用者のさらなる増加を図る。

c. ライブラリーの管理運営

県民の国際理解や外国語学習、また、外国人住民の日本語学習などを支援するため、書籍の閲覧及び貸出しを行う。引き続き外国語の絵本の読み聞かせなど、蔵書を活用したイベントを開催したり、AVブース用の視聴覚教材や需要がある日本語教材などを充実させるなどして、ライブラリーの利用促進を図る。

d. アイパル・JICA 映画祭

大型スクリーンや音響・映像設備などを活用しながら、JICA 四国との共催で映画祭を実施することにより、さまざまな国の映画を通じ、多様な世界観や文化に触れ、国際理解を深める機会を提供する。

公 2 国際交流、国際協力及び多文化共生社会を担う人材の育成を目的とした語学研修事業

a. 外国語講座

(13,443 千円)

多くの県民に、外国語学習を通して外国の文化や習慣等について学び、国際理解を深める機会を提供するとともに、多文化共生社会の実現に向け、外国語でのコミュニケーションが可能な人材の育成に貢献することを目的として、8カ国語 34 講座を開講する。

b. 外国語講座特別編

(271 千円)

ニーズの高い英語講座や他では学ぶ機会が少ない言語の講座を期間限定で実施することで、外国語や異文化への関心・理解を深める機会を広く県民に提供するとともに、外国語講座をはじめ、当協会事業の継続的な参加につなげることを目指す。また、さまざまなテーマや言語の講座を実施することで、受講者のニーズを把握し、新規講座の可能性を探るのに役立てる。